# 次期福祉計画で取り組むこと(案)

以上の考え方を受けて、福祉計画では、次の6年間で、次の4点の取組を進めていきます。

## (1)福祉エリア(日常生活圏域)の見直しによる「地域力」強化

市では、これまで人口や面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮 した6つの区域を福祉エリアとし、日常生活圏域として施策を進めてきました。

福祉施策を取り巻く現状としては、福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、個人や世帯が抱える様々な福祉課題について一体的な対応や、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の従来の福祉分野を超えた包括的な支援体制の構築が求められています。

また、人間関係の希薄化を背景とした「社会的孤立」や「制度の狭間」の問題などが表面 化し、公的なサービスの充実のみならず、地域における住民の支え合いによる仕組みづくり が必要となっています。

国においては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり(「他人事」を「わが事」に変えていく取組)や地域の生活課題を包括的に受け止める体制の構築等(「縦割り」から「丸ごと」への転換)を進めています。

このようなことから、市としても多様な福祉課題を抱えた個人や世帯に対し、福祉施策の 横断的な連携による切れ目のない支援や、地域住民をはじめとした地域の多様な活動主体の 参画及び地域における住民の支え合いによる仕組みづくりを構築し、総合的・包括的な相談 支援体制を充実させていく必要があります。

この体制づくりは、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域で行うことがより効果的であることから、現行の福祉エリアから、文化センター圏域を基礎として構成される新たな福祉エリアに見直します。

市には、地域に根差し住民に身近な文化センターが11か所あり、その各圏域には、地縁のコミュニティやわがまち支え合い協議会など既存の多様な地域資源が存在していること、また、すでに文化センターを中心に相談機能の充実や地域における支え合いの仕組みづくりが進んでいることから、この圏域を基礎とした11のエリアを新たな福祉エリアとして設定します。このエリアは、福祉分野以外でも共通の基盤となっていることから、多様な分野における連携が期待できます。

この新しい福祉エリアごとに、情報共有や相談体制の仕組みづくり、地域で支え合う仲間・場づくり、多様な市民活動や他機関との連携・支援を進め、地域において課題解決ができる仕組みづくりを進めます。

#### (2)協働による福祉の取組の促進

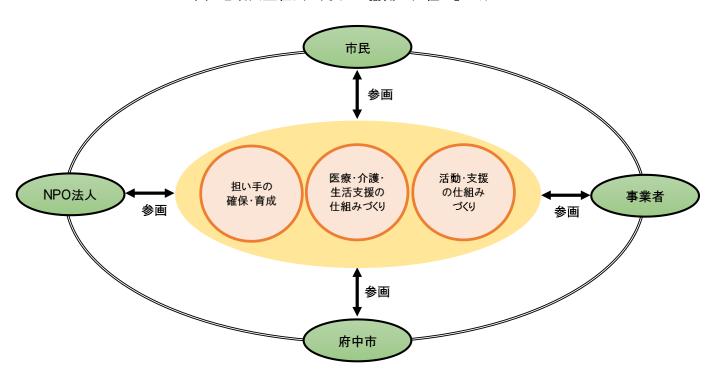
市の地域共生社会の考え方に沿って、身近な地域、新しい福祉エリア、市全域、それぞれにおける協働を進めます。

身近な地域における取組としては、第一歩には、「あいさつ」、「声かけ」などを通して知り合いを増やし、「地域で話す機会」を増やすことが考えられます。次のステップとしては、地域に暮らす同じ悩みを持つ人と「知り合い」、「ニーズを共有する」ことが考えられます。

今回の調査においても、自立生活の支援や、短時間ケア、娯楽・外出支援などの取組への ニーズが高く、従来の介護予防についても送迎つきプログラムでの実施など、多様なニーズ が確認されました。

福祉計画では、それらの課題を、協働や多職種の連携によって、「連携の強化」、「資源の発掘」などを行うことで、制度の狭間にある問題の解決や、切れ目のない支援を実現し、ソーシャル・インクルージョンの促進、介護などの自立支援・重度化防止を進めます。

## 図 地域共生社会に向けた「協働の仕組み」づくり

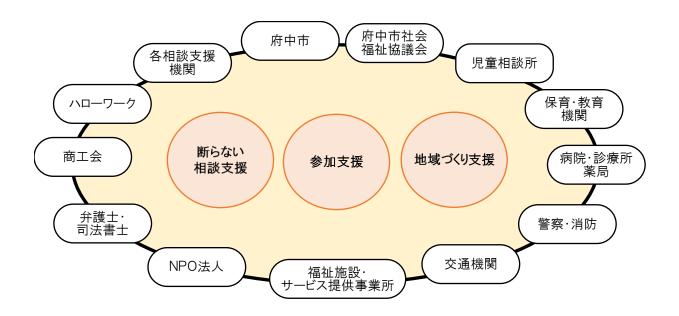


## (3) 多様な主体が参画し、連携するネットワークづくり

地域共生社会の実現に向け、多機関の協働による包括的な支援ネットワークを構築します。 まずは、各関係機関のネットワーク内において問題意識や課題の共有を行い、庁内におい て関係課による連携体制を構築します。

さらに、それらを包括的な支援体制としていくために、各々のネットワークをつなぎ、その支援の中心となる、① 断らない相談支援(本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援)、② 参加支援(本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かし、就労支援などを提供しながら社会とのつながりを支援)、③ 地域づくり支援(地域社会からの孤立を防ぎ、多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す)の3つを支援するネットワークを構築します。

そのために、課題解決に向けてコーディネートする人や機能の充実、他の分野との連携、 資金調達、NPO等多様な主体による地域共生に資する事業や、人材確保・育成・定着支援な どの、広い社会ニーズに対応できる新しい仕組みをつくります。



図表 多機関協働による包括的な支援のネットワーク

#### (4) 平時及び災害時における、災害時要援護者、要配慮者への支援

市では、災害時に支援が必要な方を対象として、災害時要援護者名簿の作成・更新を行い、 個人情報に留意しながら、自治会・町会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護支援 専門員(ケアマネジャー)等の専門職や福祉サービス事業所との連携を進め、緊急時の支援 体制の推進を行ってまいりました。

しかしながら大規模な震災に加え、近年では風水害の被害も増えていること、また今回の 新たな感染症の問題など、高齢者や障害のある方等が、地域で安心して暮らし続けるために、 医療・福祉の専門機関と連携した地域での情報共有がますます重要になっています。

そこで新たな福祉計画では、よりいっそうの避難支援活動体制を構築するために、日ごろからの住民同士のつながりを充実させることで、災害発生時の安否確認や避難所への円滑な 誘導につなげます。

また、災害時要援護者や要配慮者等、介護、授乳など多様なニーズに配慮した避難所の確保支援、バリアフリーに配慮した福祉避難所の配置と運営、移送支援が可能となるよう緊急時支援体制の強化を進めてまいります。